

決 定 書

大阪府大東市

申立人 X
代表者 執行委員長 A

大阪市天王寺区

被申立人 Y
代表者 代表取締役 B

上記当事者間の平成20年(不)第40号事件について、当委員会は、平成21年5月13日の公益委員会議において、会長公益委員高階叙男、公益委員米澤広一、同井上隆彦、同宇多啓子、同大野潤、同中川修、同前川宗夫、同松尾精彦、同八百康子及び同山下眞弘が合議を行った結果、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

第1 請求する救済内容の要旨

- 1 団体交渉拒否に対する謝罪文の事務所内掲示
- 2 出勤時の身だしなみ等に関する条件の撤回
- 3 支配介入行為の禁止

第2 事案の概要

1 申立ての概要

本件は、①申立人が団体交渉を申し入れたにもかかわらず、被申立人がこれを無視したこと、②被申立人が申立人組合委員長を出勤停止処分にし、出勤停止期間満了後の出勤の際には、勤務するのにふさわしい身だしなみと心構えで、礼節をわきまえた言葉遣いをせよという旨の通知を行ったこと、③被申立人が、申立人組合員からの指示や勧誘を受けても慎重な態度をお願いするという旨の文書を事務所内に掲示したこと、がそれぞれ不当労働行為であるとして申し立てられた事件である。

- 2 前提事実（証拠により容易に認定できる事実及び当委員会に顕著な事実を含む。）

(1) 当事者等

ア 被申立人 Y (以下「会社」という。)は、肩書地に本社を置き、
運転代行サービス業及びソフト開発業等を営む株式会社である。

本件申立時、会社は、大阪府大東市 に大東営業所 (以下、
この住所地の営業所を「旧大東営業所」という。)を置き、「 Z 」
という屋号で運転代行業を営業していたが、平成20年7月上旬に大東営業所を同
市 に移転した。(以下、この住所地の営業所を「新大東営業
所」という。)

イ 申立人 X (以下「組合」という。)は、会社の運転代行業に従事
する従業員で組織された労働組合である。

組合は、本件申立時、組合員の勤務地である旧大東営業所を組合所在地として
いたが、会社の大東営業所移転に伴い、組合員の勤務地も新大東営業所になった
ため、本件申立後、組合所在地を新大東営業所に変更した。

(2) 本件申立てにおける審査の経過

ア 平成20年6月5日、組合が結成され、執行委員長に A (以下「A 委員
長」という。)、副執行委員長に C (以下「C 副委員長」という。)、書記
長に D (以下「D 書記長」という。)、執行委員に E (以下「E
執行委員」という。)がそれぞれ就任した。なお、A 委員長ら13名の組合員は、
いずれも会社の大東営業所に勤務し、運転代行を行う運転手であった。

同日、会社は、A 委員長に対し、A 委員長が会社代表取締役である B
(以下「B 社長」という。)らに暴言を吐くとともに、会社の業務を妨害した
ことを理由として、同月6日からの出勤停止処分にした。

イ 平成20年6月8日、会社は、A 委員長に対する出勤停止処分の処分理由を記
した「お知らせ」と題する文書 (以下「6.8お知らせ」という。)を作成し、会社
の事務所内に掲示した。

なお、6.8お知らせには、A 委員長が会社及び従業員に対して損害を与える行
為に及ぶ可能性が極めて高いため、A 委員長から何らかの指示・勧誘等を受け
た場合、従業員に慎重な対応を求める旨記載されていた。

ウ 平成20年6月9日、組合は、会社に対し、「組合結成通知書」及び「要求書」を
手交した。

エ 平成20年6月12日、組合は、会社に対し、「団体交渉日程予定表」を提出し、団
体交渉 (以下「団交」という。)開催の申入れを行った。

オ 平成20年6月14日、会社は、A 委員長に対し、「通知書」(以下「6.14通知書」
という。)及び「出勤停止命令通知書・出勤命令書」を送付した。

6. 14通知書には、出勤の際には会社で勤務するのにふさわしい身だしなみと心構えをするようにし、具体的には髪の色を黒にするとともに、髭を剃るようにとの指示が記載されていた。

カ 平成20年6月18日、会社は、組合に対し、同月20日に団交を開催する旨の書面を手交した。

キ 平成20年6月20日、組合と会社は第1回団交を行った。

ク 平成20年6月26日、組合は、当委員会に対し、不当労働行為救済申立て（平成20年(不)第40号。以下「本件申立て」という。）を行った。

ケ 平成20年7月4日、組合と会社は第2回団交を行った。

コ 平成20年7月7日、B社長が当委員会を訪れ、当委員会が組合あてとして旧大東営業所に郵送した平成20年(不)第40号事件調査開始通知書等の書類一式（以下「調査開始通知等」という。）を、会社で預かっていたが、会社の大東営業所を旧大東営業所から新大東営業所に移転した際に、それらの書類を紛失してしまったとして、当委員会に対し、組合あての調査開始通知等を再発送するよう依頼した。

この依頼を受け、同日、当委員会は、調査開始通知書等を組合あてとして新大東営業所に郵送した。調査開始通知等は翌日の同月8日に配送された。

サ 平成20年7月23日、組合と会社は第3回団交を行った。

シ 平成20年7月29日、当委員会において第1回調査が開催された。組合側は当事者としてA委員長、補佐人としてC副委員長、会社側は当事者としてB社長、補佐人として会社本部長であるF（以下「F本部長」という。）が出席した。なお、上記以外の者は、当委員会に対し補佐人許可申請はなされていない。

調査において、当委員会は、組合に対し、会社の大東営業所の移転に伴い、組合の住所地が旧大東営業所から新大東営業所に変更になったと会社から聞いているが、そのとおりであるか尋ねたところ、組合はそのとおりである旨述べた。当委員会は、両当事者に対して求釈明を行い、書面で回答するよう求めるとともに、第2回調査期日を同年8月29日と指定した。

ス 平成20年8月19日、当委員会は、A委員長に対し、求釈明に対する回答等の書面の提出について電話連絡をしたところ、A委員長は、今後本件についてはA委員長ではなく、D書記長が担当する旨述べるとともに、数日中にD書記長から当委員会へ連絡させる旨述べた。しかしながら、D書記長からの連絡はなかった。

セ 平成20年8月26日、当委員会は、補佐人であるC副委員長に対し、第2回調査について電話連絡をしたところ、C副委員長は、第2回調査についてA委

員長から何ら事情を聞いていない旨述べた。

当委員会は、C 副委員長に対し、同月29日が第2回調査期日である旨説明するとともに、A 委員長に連絡をとって、当委員会に連絡するよう伝えてほしい旨述べたところ、C 副委員長は、了解した旨述べた。

ソ 平成20年8月29日、第2回調査の期日の予定時刻となっても、組合側の出席者が現れなかったため、当委員会は、調査に先立ち、A 委員長に対し、電話連絡をしたところ、数回のコール音の後に留守番電話に切り替わり、A 委員長は電話に出なかった。そのため、当委員会は、A 委員長の留守番電話に、同日が第2回調査期日であること、及び折り返し至急連絡して欲しい旨のメッセージを残した。

また、当委員会は、C 副委員長に対しても電話連絡を行ったが、コール音はしたものの、C 副委員長は電話に出なかった。

当委員会は、組合側欠席のまま、会社側のB 社長及びF 本部長が出席して第2回調査を開催し、会社に対し、求釈明を行い、書面での回答を求めるとともに、第3回調査期日を同年10月6日と指定した。

タ 平成20年9月3日、当委員会は、第2回調査において行った求釈明の書面や、次回調査期日を記した書面等の書類（以下「第2回調査関係書類」という。）を、組合あてとして新大東営業所に配達記録郵便で送付した。

チ 平成20年9月10日、F 本部長から当委員会に電話連絡があり、第2回調査関係書類について会社が受け取るわけにはいかないの、郵便局に預けてある旨、組合執行委員2名にその事実を伝えたが、執行委員は本件について何ら認識しておらず、郵便物を受け取る意思がないと述べた旨、連絡があった。

ツ 平成20年9月16日、組合あてに配達記録郵便で送付した第2回調査関係書類が、大東郵便局から当委員会に返送された。

返送を受けて、当委員会は、A 委員長に対し、電話連絡をしたところ、数回のコール音の後に留守番電話に切り替わり、A 委員長は電話に出なかった。

また、当委員会は、C 副委員長に対しても電話連絡をしたところ、C 副委員長と電話がつながった。

当委員会は、C 副委員長に対し、組合が第2回調査を欠席したので、第2回調査関係書類を組合住所地である新大東営業所あてに郵送したが返送された旨、A 委員長と連絡がとれない旨述べるとともに、C 副委員長の補佐人許可申請書に記された住所地あてに、第2回調査関係書類を郵送してよいか確認した。

C 副委員長は、書類の郵送について了解する旨述べるとともに、A 委員長は既に会社を辞めており、現在はD 書記長が本件申立てを担当しているはずで

ある旨述べた。

当委員会は、D 書記長から連絡がない旨述べるとともに、組合内で本件申立てに関する今後の方針について相談の上、A 委員長又は D 書記長から当委員会に連絡してほしい旨述べたところ、C 副委員長は、了解した旨述べた。

テ 平成20年9月18日、当委員会は、第2回調査関係書類を、C 副委員長の補佐人許可申請書に記された住所地あてに配達記録郵便で送付した。

ト 平成20年9月29日、C 副委員長あてに配達記録郵便で送付した第2回調査関係書類が、C 副委員長の補佐人許可申請書に記された住所地を管轄する東淀川郵便局から当委員会に返送された。

ナ 平成20年10月6日、第3回調査の期日の予定時刻となっても、組合側の出席者が現れなかったため、調査に先立ち、当委員会は、A 委員長に対し、電話連絡をしたところ、数回のコール音の後に留守番電話に切り替わり、A 委員長は電話に出なかった。そのため、当委員会は、A 委員長の留守番電話に、同日が第3回調査期日であることと、折り返し至急連絡してほしい旨のメッセージを残した。

また、当委員会は、C 副委員長に対しても電話連絡をしたところ、コール音はしたものの、C 副委員長は電話に出なかった。

当委員会は、組合側欠席のまま、会社側の B 社長及び F 本部長が出席して第3回調査を開催した。調査において、会社は、A 委員長及び C 副委員長は既に会社を退職している旨述べた。

ニ 平成20年10月23日、D 書記長が当委員会を訪れ、本件申立てについてどうなっているか、また、不当労働行為の制度とはそもそもどのようなものかについて尋ねたため、当委員会は、D 書記長に対し、本件申立ての経過と不当労働行為制度のあらましについて説明した。

D 書記長は、本件申立てを維持するかどうかについて、半月から1か月を目途に A 委員長と相談した上で、改めて当委員会に連絡をする旨述べた。

ヌ 平成20年12月9日、D 書記長から当委員会に電話連絡があり、D 書記長は、同年10月23日以降、A 委員長と連絡を取ろうと試みたが、一切連絡が取れなかった旨述べるとともに、本件申立てについて D 書記長が担当していくことも難しい旨述べた。

ネ 平成21年2月16日、当委員会は、肩書地記載の会社本店にて、B 社長、F 本部長及び E 執行委員から、それぞれ個別に事情を聴取した。

(ア) まず、B 社長及び F 本部長から、会社が組合に関して把握している事情について聴取したところ、B 社長及び F 本部長は、① A 委員長の退職後、

組合から団交申入れ等がされたことはない旨、② A 委員長の退職後、組合が組合大会等の何らかの組合活動を行ったかどうかについて、少なくとも会社は、そのような活動が行われたことはないと認識している旨、それぞれ述べた。

(イ) B 社長及び F 本部長が退席した上で、引き続き、 E 執行委員から、組合の事情について聴取したところ、 E 執行委員は、① A 委員長の退職後、 A 委員長から、組合活動について何らかの指示等があったことはない旨、②組合において組合解散という話をしたことがないので、形式上組合は存続しているが、現実には活動は行っておらず、 A 委員長の退職に伴って新たに組合委員長を決定するといった動きもない旨、③本件申立てについて、 A 委員長から具体的な話を聞いたことはない旨、④組合執行委員として、 E 執行委員が本件申立てについて担当することは難しいし、本件申立てを維持する、あるいは取り下げることを決める権限もない旨、⑤組合あての書面を、組合住所地として申請されている新大東営業所に郵送されても、書面を受け取ることはできない旨、それぞれ述べた。

(ウ) 同日、当委員会は、申立書において組合の住所地となっている旧大東営業所及び、第 1 回調査にて組合が、住所地の移転先として述べた新大東営業所を訪れ、現地調査を行った。

旧大東営業所の住所地は駐車場になっており、近辺に事務所等はなかった。また、新大東営業所では、現在も Z と書かれた幟、看板及び車があり、事務所らしき建物があつた。

ノ 平成20年7月29日に開催された第1回調査以降、 A 委員長及び C 副委員長から、当委員会に対し、電話連絡等が行われたことはない。

第3 当事者の主張要旨

1 申立人の主張

- (1) 組合は、平成20年6月12日に団交を申入れ、同月の12日、13日及び14日の3日の余裕を持たせていずれかの日程で団交を開催するよう求めるとともに、仮にその3日間で団交が開催できないのであれば、同月13日までに会社の都合を組合に伝えるよう求めたにもかかわらず、会社は組合に対し何ら回答を行わなかった。これは労働組合法第7条第2号に当たる不当労働行為である。
- (2) 会社は、平成20年2月に A 委員長が入社した際に、 A 委員長の身だしなみについて、個性であるとしてことさら注意等を行ったことがなかったにもかかわらず、6.14通知書によって、出勤停止処分を解除する際に、 A 委員長に対し、髪の色や髭といった身だしなみを整えるよう指示を行った。これは A 委員長が同年6月5日に組合を結成したことを理由とする不利益取扱いであり、労働組合法第7条第1

号に当たる不当労働行為である。

- (3) 会社は、A 委員長の出勤停止処分について記した6.8お知らせを事務所内に張り出したが、6.8お知らせには、A 委員長より何らかの指示・勧誘を受けても、従業員は慎重な対応をするようお願いする旨記載されていた。これは組合加入を阻害するものであり、労働組合法第7条第3号に当たる不当労働行為である。

2 被申立人の主張

- (1) 会社は、平成20年6月13日、F 本部長から C 副委員長に対し、団交の日程は同月16日か17日に通知する旨申し入れた。そして、同月16日に、F 本部長が C 副委員長に対し、団交を同月27日午後3時から行う旨文章で回答した。しかし、その後同月17日に、A 委員長が、団交申入れに対する回答がないとして会社大東営業所を訪れたため、B 社長は同月16日の文書回答を取り消し、同月20日午後3時に団交を開催することを約束するとともに、同月20日に団交を開催した。このように、会社は組合の団交申入れに対し、拒否回答を行ったことはない。
- (2) 会社は、A 委員長の採用に当たり、F 本部長から「髪を黒く染めるように」と指示をし、当初 A 委員長は指示に従っていたが、最終的には金髪に戻し、会社の指示に従わなかった。会社はこのような A 委員長の身だしなみについて容認したことはなく、逆にそういった状況が会社の風紀秩序を乱していると考えたため、会社は6.14通知書によって、A 委員長の身だしなみについて指示を行い、職場秩序の維持を図ったのであり、A 委員長が組合を結成したことを理由とするものではない。
- (3) 6.8お知らせは、A 委員長が職場秩序を乱す発言を行うばかりか、会社に損害を与えることを示唆する発言を行ったため、職場秩序維持の観点から全従業員に対し、A 委員長に対する処分内容を説明するとともに、A 委員長の勧誘行為への注意を促したにすぎないのであり、不当労働行為には当たらない。

第4 判 断

- 1 前記第2. 2(2)シ、ソ、タ、ツ、ナのとおり、組合は、平成20年7月29日の第1回調査には出席したものの、同年8月29日の第2回調査及び同年10月6日の第3回調査においては、第1回調査で当委員会が行った求釈明に対して文書により回答することもなく、また、欠席する旨を当委員会に連絡することなく欠席したこと、及び当委員会から、組合に対し、第3回調査期日を記した第2回調査関係書類を送付したが、大東郵便局から当委員会に返送され、組合に配達されなかったことが認められる。
- 2 また、前記第2. 2(2)ス、ソ、ツ、ナ、ノのとおり、A 委員長は、平成20年8月19日を最後に、当委員会と連絡がつかない状態にあることが認められるとともに、前記第2. 2(2)セ、ソ、ツ、ト、ナ、ノのとおり、C 副委員長も同年9月16日を

最後に、当委員会と連絡がつかない状態にあり、C 副委員長の補佐人許可申請書に記された住所地あてに郵送した書面も返送される状況であることが認められることからすると、組合員のうち本件に関わっていた A 委員長及び C 副委員長には、少なくとも現時点では、本件申立てを維持する意思があるとはいえない。

- 3 前記第2. 2(2)ニ、ヌのとおり、D 書記長が、第3回調査期日後の平成20年12月9日に、当委員会に対し、本件についてどうするか組合内部で検討しようとしたが、同日に至るまで、A 委員長と連絡がつかず、組合として本件申立てをどうするか決定できなかった旨述べたことが認められるとともに、前記第2. 2(2)ネ(イ)のとおり、E 執行委員が、同21年2月16日に、当委員会に対し、①同執行委員単独で本件をどうするか決定する権限がない旨、②組合として、A 委員長の退職に伴って新たに組合の委員長を決定するといった動きもない旨、それぞれ述べたことが認められる。

これらのことからすると、A 委員長及び C 副委員長以外の、組合の他の役員についても、本件申立てを維持する意思があるとはいえることができず、また、組合の役員改選等によって、今後も組合として本件申立てを維持していくとの意思があるともいえない。

- 4 以上を総合すると、組合には、本件申立てを維持する意思があるということとはできず、組合による本件申立ては、労働委員会規則第33条第1項第7号にいう「申立人が申立てを維持する意思を放棄したものと認められるとき」に該当するといわざるを得ないので、本件申立てを却下する。

以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は、労働委員会規則第33条により、主文のとおり決定する。

平成21年5月25日

大阪府労働委員会

会長 高 階 叙 男 印